

男女の賃金の差異

医療法人聖和錦秀会

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	77.3%
正社員	73.9%
パート・有期社員	81.0%

対象期間:令和 6 事業年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

- ・賃金:基本給、超過労働に関する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。
- ・休業中の者(産休・育休・傷病休の者)は賃金算定の対象者から除外する。
- ・出向者については、他社から当社への出向者を含まない。
- ・パート・有期社員については、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。
- ・男女賃金差異実績について、全労働者に比して正社員の差異が大きい理由の一つとして、正社員に男性の医師が多いことが挙げられる。